

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムを安全かつ適切に運用保守できるよう、システム機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 29 年度（特命随意契約） 区立図書館システムは全庁LANネットワークを利用して、運用している。そのため、賃借するデータセンターにおいて、全庁LANシステム開発事業者以外の者にサーバーの管理及び賃借を履行させることは、セキュリティ上著しく支障がある。 このことから、全庁LANの構築、保守運用事業者であるとともに、データセンター管理事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,620,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	番町小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	番町小学校には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に行わせることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本保育サービス 住 所 東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 5F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,165,250 円 (消費税を含む) ※ 総額 14,165,250 円 ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	学校案内パンフレット等の企画及び印刷業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本校2024年度入学者募集に向けて、本校受検予定者及び来訪者等に対して教育内容などの概要を写真・イラスト等を活用し視覚に訴えかけ、よりわかりやすくイメージできるパンフレット等の作成を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年度開始) (業者決定 令和5年4月19日付5千中等シ発第22号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 グローバル教育出版 住所：東京都千代田区内神田2丁目4番2号 一広グローバルビル3階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 24 日
※ 契約金額	2,666,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年7月5日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	教職員定期健康診断等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校保健安全法及び学校保健安全施行規則に基づき、教職員の健康保持・増進のために、健康診断を健診機関に委託する。
選 定 理 由	健康診断等の検査は過去の検査結果の変化を踏まえ、各種疾病の予防や効果的な保健指導を通じ教職員の健康維持・増進を図る必要がある。 上記目的を達成するために下記の項目を条件としている。 1 過去複数年の健診結果を基に経年比較を行い、教職員に対して的確な指導を行うこと。 2 法令に基づく医療保険者データを送付するために公立学校共済組合と協定等で情報連携及び受診後の保健指導に繋げることが出来る事業者であること。 3 教職員の健診や授業を含む業務の負担を軽減し、受診率向上に資するため、区内の医療機関で定期健康診断を受診できる事業者であること。 これらの条件に鑑み、一部条件を満たすものが数者存在するが、全条件を満たすものは1者に特定される。 以上の理由により、令和3年に入札決定した事業者を引き続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ 住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング1階・2階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	30,551,059 円 (消費税を含む)
	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

440

件 名	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場管理作業（第703号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場の美観を維持するため管理作業を行う。
選 定 理 由	西神田けやきの広場は、再開発事業により千代田ファーストビル東館・西館と一体的に整備された東館エリアにある。この広場の維持管理については、『西神田けやきの広場の維持管理に関する委託協定書』を締結し、下記業者が行うものとしている。 したがって、隣接している西館エリアの西神田百樹の広場の維持管理についてもエリア全体の業務と密接に関連する付帯的な業務であるため、同一業者が行うことで総合的かつ効率的な維持管理を行うことができる。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：住友不動産株式会社 住 所：新宿区西新宿二丁目4番1号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 1,507,198 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田コスモス館HEATS熱交換器ユニット保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館各住戸の給湯・暖房システムをまかなっている給湯暖房システム(以下、「HEATS」という)の保守管理を行う。
選 定 理 由	本施設のHEATSは、熱源機で作った温水を各住戸の熱交換ユニットから取り出し各家庭の給湯暖房に利用している。 HEATSの熱源機は、東京ガス資産であり、屋上にある区分バルブを境に区資産分と分かれている。HEATSの利用については、東京ガスとの契約となり、料金等の算出に関わるため、平成28年度の更新は東京ガスが実施した。また、維持・メンテナンス等は東京ガス以外に行うことはできない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ガス株式会社 設備サービスグループ 住 所 江東区猿江2-15-5
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,872,090 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

601

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（第 802 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	土木工事設計業務を円滑に執行するよう、デジタル複合機の設置、消耗品の供給、機器の点検修理等を行う。
選定理由	本件は、令和元年 10 月供用開始より、下記の事業者に決定したものである。 令和 5 年度は 5 年目であり、使用条件その他の事項について前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
※契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※契約金額	597,000 円（消費税を含む） ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

601

件 名	カラー複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	カラー複合機が常時正常な状態で使用できるよう、九段中等教育学校複合機 (DocuCenter-VI C7771) の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本件は、平成 30 年 4 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。本機器は、点検の際に不具合もなく、動作良好であるため、令和 5 年度も継続して使用する。 金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	679,140 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

620

件 名	障害者アート支援事業運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害のある人に文化芸術を身近に触れてもらうだけでなく、障害のある人となない人が多様な視点から共に活動・体験し、新たな創造性が生まれる場をつくる。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年3月17日4千地文振発第549号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 愛成会 住 所 東京都中野区中野 5-26-18
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,792,169 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年2月29日
担 当 課	文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田一橋中学校英会話講座業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校において、英会話講座業務を実施する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年3月15日付決裁済み 4千子指導発第1211号） 2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 初年度 4 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーションアルネットワーク 住 所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,243,450 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

601

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（第 802 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	土木工事設計業務を円滑に執行するよう、デジタル複合機の設置、消耗品の供給、機器の点検修理等を行う。
選定理由	本件は、令和元年 10 月供用開始より、下記の事業者に決定したものである。 令和 5 年度は 5 年目であり、使用条件その他の事項について前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
※契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※契約金額	597,000 円（消費税を含む） ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

601

件 名	カラー複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	カラー複合機が常時正常な状態で使用できるよう、九段中等教育学校複合機 (DocuCenter-VI C7771) の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	本件は、平成 30 年 4 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。本機器は、点検の際に不具合もなく、動作良好であるため、令和 5 年度も継続して使用する。 金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 住 所 東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	679,140 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

426

件 名	広報千代田編集・制作等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	1 広報千代田の制作にかかる編集業務（リライト、デザイン、レイアウト作成、文章補作、カット・イラスト作成、トレースなど）、印刷、梱包、納品を行う。 2 編集会議（特集面を含む内校発注のための会議）、入稿を経て、内校出し及び戻し、4回の校正（初校・2校・3校・念校）に対応できる年間スケジュールを作成する。 3 保存用製本業務
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 ※令和3年8月17日付3千政広報発第67号 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年数 3年 ※令和3年度開始、3年度目 4 評価 良好な業務成績のため 継続4年目であり、良好な業務成績のため引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本印刷株式会社 住 所 東京都千代田区内神田一丁目3番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	54,977,120 ※ 千代田区 <u>千代田区</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

505

件 名	地域コミュニティ活動のデジタル活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動縮小や自粛によって地域コミュニティの希薄化に対する懸念がある。また、区民の約9割がマンション居住者である本区のなかで、地域コミュニティ活動へ参加したい区民や地域のことを知りたい区民に対し地域の活動に関する情報やまちの情報の流通を更に良好にし、活動の可視化を進め、区民のコミュニティ活動への新規参加や地域への愛着を高めることを図りたい。 また、活動団体内でデジタルを活用し、個人の役割の簡素化や作業の共有による活動の維持、場所の制約をなくすことで遠隔からでも参加できる等、活動参加率増加を図るための活動手段のひとつとして、デジタル活用を推進する。以下のような取組みを行い、活動実践の場における伴走支援を継続的に行っていくことで好例を創出していく。 (1) コミュニケーションツールとしての SNS による情報発信力の強化や ZOOM による打合せ等の手法の追加のための操作の基礎講習・運用のための提案支援。 (2) LINEWORKS の導入した活動団体内の連絡・活動の効率化の実践の支援 (3) ヘルプデスク業務（訪問支援の柔軟対応・デジタルを活用したイベント活動の企画・実践支援）
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月30日付決裁 3千地コ総発第220号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 1年 4 評価 継続2年目であり、業務成績も良好なため令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名称：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 住所：東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,543,609 円（消費税を含む） ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

638

件 名	デジタル複合機及びプリンタのリプレイスに伴う設定変更業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN 用複合機およびプリンタの更改に伴い、機器本体や認証印刷システムが正常に作動するようシステムの設定にかかる作業等を実施する。
選 定 理 由	下記業者は、現行の全庁 LAN システムの運用保守事業者である。本件は、全庁 LAN ネットワークで利用する複合機およびプリンタ更改にかかる当該機器の設定変更作業となるため、全庁 LAN システムの保守・運用と密接不可分の関係にある。本件を同一の者以外に実施させた場合責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 18 日
※ 契約金額	6,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 8 月 31 日
担 当 課	情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

380

件 名	日比谷図書文化館文化財事務室ホームページ保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	日比谷図書文化館文化財事務室では平成 23 年以来、独自にホームページを運用し、職員自身がコンテンツを作成・更新する体制をとってきた。しかし、担当者によって操作スキルに差があることや、デザインの統一性が維持されていないことなどから、情報の発信力が低い点が課題となっていた。以上の状況を踏まえ、令和 4 年度にはコンテンツ・マネジメント・システム (CMS) を採用し、区の文化財保護・活用という行政の責務を効果的に体现し、情報を広く公開するためにサイトの再構築を行った。 本業務では、令和 4 年度に構築したサイトの保守・運用に関する業務全般を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度 ※令和 4 年 3 月 18 日 3 千地文振発第 521 号 令和 4 年度開始 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3 継続年数 1 年 4 評価 良好な業務成績のため 現在サイトを構築している CMS は、下記事業者が開発したものである。また、継続 2 年目であり、業務成績は良好なため、令和 5 年度においても、引き続き下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スマートバリュー クラウドイノベーション Division 住 所 大阪府大阪市中心区道修町三丁目 6 番 1 号 京阪神御堂筋ビル 1 4 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,293,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

527

件 名	リユース食器・分別ごみ容器の配送・洗浄・保管業務及びリユース食器の賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区的环境への取り組みをPRするため、カップ、皿、どんぶり、箸などのリユース食器・分別ごみ容器を指定の日時・場所に配送し、利用後の食器等を洗浄、保管する。 また、行事等の重複により、区保有の食器が不足する場合は、臨時にリユース食器を賃貸する。
選 定 理 由	祭礼のように一度に大量の貸し出しが必要な規模の行事もあるため、区で扱う品目について、一定程度の在庫を有する必要がある。 しかも貸し出し品目中、箸を取り扱っているのは、現在、下記事業者のみである。 当該事業者は、自社のリユース食器の配送・洗浄に加え、自社以外のリユース食器の保管業務も行っているため、箸を含め、必要な数のリユース食器を貸し出すことができる。加えて、「リユース食器ネットワーク」に加入する、23 区内に事業所を有する唯一の事業者であることから、輸送に係る環境負荷を軽減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 （特非）社会資源再生協議会 住 所 東京都中野区本町3-1-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,134,153 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

353

件名	安全・安心パトロール業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪等を未然に防止し、併せて生活環境を改善することを目的に、区内の巡回パトロールを契約期間内の毎日24時間実施
選定理由	1. プロポーザル年度：令和2年度 (令和3年1月27日付2千地安生発第205号 令和3年度開始) 2. 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3. 継続年数：2年 4. 評価：良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績も良好なため、令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 シンテイ警備株式会社 住所 中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	162,065,750 円 (消費税を含む)
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担当課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	海外派遣研修実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	国際的な視野でものごとを考えることができる、グローバルマインドを備えたリーダーとしての資質を育成することを目的とし、本校第4学年の海外派遣研修実施に伴い、派遣生徒及び引率教員の海外での旅行に必要な業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 30 年 9 月 21 日付 30 千中等シ発第 311 号 平成 31 年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 3 項 3. 継続年数 2 年度 (令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う学校行事縮小により実施せず) 4. プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 アイエスエイ首都圏支社 住所：東京都港区港南 1-6-4 1 芝浦クリスタル品川 10F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,820,700 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 15 日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

563

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用L GWAN接続系端末設定業務（令和5年度分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANシステムをDX戦略の基盤となるインターネット接続系主体に更改し、L GWAN接続系をVDI接続とした。しかしVDI接続数が想定より多いため、令和6年度に新総合行政システムがインターネット接続系で稼働するまでの間、庁内業務を安定して行えるよう、旧全庁LANシステム用端末を更改後の全庁LANシステムに接続できるよう設定を変更する業務である。
選 定 理 由	下記事業者は、旧全庁LANシステム構築及び運用保守事業者である。また、2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者でもある。 全庁LANシステムに接続できる端末の設定は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	70,191,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日から令和5年6月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

件 名	被災者生活再建支援システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するため機器の保守契約を締結する。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度 更新（特命随意契約） 2 被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT 東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,556,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

638

件 名	デジタル複合機及びプリンタのリプレイスに伴う設定変更業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN 用複合機およびプリンタの更改に伴い、機器本体や認証印刷システムが正常に作動するようシステムの設定にかかる作業等を実施する。
選 定 理 由	下記業者は、現行の全庁 LAN システムの運用保守事業者である。本件は、全庁 LAN ネットワークで利用する複合機およびプリンタ更改にかかる当該機器の設定変更作業となるため、全庁 LAN システムの保守・運用と密接不可分の関係にある。本件を同一の者以外に実施させた場合責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 18 日
※ 契約金額	6,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 8 月 31 日
担 当 課	情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ひとり親以外の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に係るシステム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知において、食費等の物価高騰の影響により家計が悪化している低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）を見舞うため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「ひとり親以外世帯給付金」という。）の給付事業が実施されることとなった。 については、ひとり親以外世帯給付金を給付するに当たり、システム改修業務を実施する。
選 定 理 由	本件は、児童扶養手当の資格情報に基づくひとり親以外世帯給付金対象者の抽出（基本給付）を行うシステムを開発するものである。児童扶養手当の資格情報を管理している総合住民サービスシステムにひとり親以外世帯給付金事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 27 日
※ 契約金額	636,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和5年9月30日 まで
担 当 課	政策経営部 情報システム課

特命随意契約理由書

748

件 名	低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金に係るシステム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知において、食費等の物価高騰の影響により家計が悪化している低所得のひとり親世帯を見舞うため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）の給付事業が実施されることとなった。 については、ひとり親世帯給付金を給付するに当たり、システム改修業務を実施する。
選 定 理 由	本件は、児童扶養手当の資格情報に基づくひとり親世帯給付金対象者の抽出（基本給付）を行うシステムを開発するものである。児童扶養手当の資格情報を管理している総合住民サービスシステムにひとり親世帯給付金事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 27 日
※ 契約金額	940,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

件 名	九段中等教育学校 I C T 教育システム保守管理支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他（賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	I C T 教育システムにかかるネットワーク及び機器等の保守管理支援
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 18 日付 30 千中等シ発第 680 号 令和元年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 項 3. 継続 4 年 4. 評価 良好なため 当該システムの構築者であり、継続 5 年目である。既設の機器、設備等、本システムの性質上、同一業者のメンテナンスが不可欠であり、設定業者以外の者が履行した場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがある。また、不具合発生時の原因究明、故障修理など部材の交換まで一貫して行うことが出き、早期復旧の期待が出来る。 以上の理由により、業務成績は良好なため、引き続き令和 5 年度においても、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 内田洋行 住所 東京都江東区東陽二丁目 3 番 2 5 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,486,412 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	医療扶助におけるオンライン資格確認対応に伴う「あゆむくん」 令和5年度改修作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年3月本格運用開始となる医療扶助におけるオンライン資格 確認対応のため、令和5年度内に厚生労働省より提示されたスケジュール に合わせてテスト対応を行う。
選 定 理 由	生活保護基幹業務システムについて、下記事業者がプロポーザル期 間（平成28年度から令和2年度まで）及びプロポーザル延長期間（令 和3年度から令和7年度まで）の保守業務を行っており、評価は良好 である。 当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステ ム開発者にしかできない改造、再構築であり、既存システムと密接不 可分の関係にあり、同一の開発者以外の者にプログラムの増設・追加 等を履行させると既存のシステムの運用に著しく支障が生じる恐れが ある。 以上の理由により、下記事業者を指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 日立システムズ 住 所：東京都中央区日本橋兜町1-4
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,432,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていま
す。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

755

件 名	住居表示管理システム保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	本業務は、住居表示台帳の維持管理や住居表示に関する証明書等の発行機能を搭載した住居表示管理システム（以下「本システム」という。）の正常な稼動維持及び円滑な運用のため、システムの保守管理を実施するものである。
選 定 理 由	導入年度 令和元年度 下記業者は、本システムの開発業者であり、本業務は既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になり、また、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が出来ない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： 株式会社丸菱行政地図 住 所： 東京都台東区池之端二丁目5番41号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,122,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

575

件 名	全庁LANシステム本庁舎コアSW交換及び機器撤去作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度に実施した全庁LANシステムリプレースの際に、半導体不足の影響により、機器の納期遅延をうけ代替機を設置したが、当初設置予定の機器納期が確定したことから、交換作業を実施し、併せて、その他の全庁LANシステムのNW機器の設定変更を行うものである。また、駒込データセンタ(NTT東日本データセンタ)及び本庁舎に設置している旧全庁LANシステム機器を撤去する作業を合わせて委託するものである。
選 定 理 由	当該業務は、現在全庁LANのネットワークシステムとして稼働している本庁舎コアSWの交換作業及びデータセンタ内の旧全庁LANシステムの機器撤去を行うものである。このため、既存システムの開発・運用事業者以外の者に履行させると既存の全庁LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、既存システムの開発・運用事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,590,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日～令和5年9月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

410

件 名	全庁LANシステム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 28 年度に行った全庁 LAN リプレースの作業の中で、耐用年数を むかえた機器の更新とともに、情報セキュリティの強化を図るべく、新 たな機器を導入した専用サーバーを構築した。そのサーバーを 24 時間 365 日、監視・保守・運用し、全庁 LAN システムを安全かつ適切に運 用保守できる外部専用サーバーをハウジングするため、データセンター を賃借する。
選 定 理 由	1 賃借開始 平成 29 年度 賃借するデータセンターのハウジング事業者は、全庁 LAN システム・ サーバーを設計・開発した事業者と密接不可分の関係にあり、同一シス テム開発者以外の者に、サーバーの変更・増設等のハウジングを履行さ せると、当該システムの運用及びセキュリティ上、著しく支障がある。 このため、全庁 LAN システムの保守運用事業者であるとともに、デー タセンター管理業者でもある下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,209,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	介護保険サポーター・ポイント制度運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険サポーター・ポイント制度は、ボランティア活動の一形態であり、介護保険施設等でサポート業務に従事した高齢者に対して、ポイントを付与、換金し、転換交付金の交付を行う業務である。
選 定 理 由	下記事業者は、地域福祉の向上・推進を図るため、「ちよだボランティアセンター」を運営している。その内容には、各施設・団体への積極的な活動支援、高齢者とボランティア受け入れ先とを繋ぐ役割、事業の円滑な運営のための区内介護保険施設との連絡・連携体制の構築が含まれる。 ボランティア団体や個人が介護保険施設や高齢者個人に対してボランティア活動を円滑に行うためには、ちよだボランティアセンターとの一体的な支援が必要不可欠である。それらの情報・知識・ノウハウなしには業務が履行できない。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが一者に特定される。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,077,990 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立学校施設等の機械警備業務（旧永田町小学校 他 11 施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	旧永田町小学校、他 11 施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	各施設は、旧永田町小学校が平成 6 年度、神田さくら館が平成 22 年、お茶の水小学校・幼稚園仮校舎が平成 14 年、麴町二丁目公共施設が平成 15 年、昌平童夢館が平成 27 年、旧今川中学校が平成 22 年、麴町中学校が平成 24 年、神田一橋中学校が平成 24 年、神田保育園施設が平成 25 年、麴町保育園が平成 28 年度、四番町保育園・四番町児童館仮施設が平成 29 年度、および九段小学校・九段幼稚園が 28 年度から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 4 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 セノン 住 所 東京都千代田区神田須田町 2-3-1 NBF 神田須田町ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,680,903 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

524

件 名	ちよだパークサイドプラザ・和泉小学校・いずみこども園総合管理 業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ちよだパークサイドプラザは、区立和泉小学校、いずみこども園、パークサイドプラザ施設（会議室・多目的ホール・区民図書室）、いずみこどもプラザで構成される複合施設であり、各種施設の維持管理、公共施設受付、清掃等を総合的に行い、効率的な施設運用及び安全で良好な施設環境を維持するために、一括して専門知識を有する業者に委託するもの。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アイサービス 東京支社 住 所 東京都大田区西糀谷三丁目 35 番 19 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	97,285,100 円（消費税を含む） 総価（定費を含む）契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

657

件 名	神田駅ガード下道路詳細設計業務（神田金物通り（第 320 号））
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田金物通りを跨ぐ神田駅ガード下（千代田橋ガード）において、道路の設計を行うもので、令和 4 年度に下記業者が受託した「神田駅ガード下測量及び道路設計業務（神田金物通り（第 317 号））」に基づき、詳細設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、下記業者は令和 4 年度に契約した「神田駅ガード下測量及び道路設計業務（神田金物通り（第 317 号））」の受託者であり、測量及び道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、令和 4 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社高島テクノロジーセンター東京営業所 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 25 日
※ 契約金額	9,903,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

449
447

特命随意契約理由書

件 名	「神保町ひまわり館」総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」の建築物及び建築設備、並びに「これらの付帯設備等の維持管理業務（清掃・設備管理・保守警備・環境衛生管理）の機能及び美観を維持し、利用者・居住者の便宜を図り、当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ケルンビルシステム 住 所 東京都荒川区荒川8-6-13
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	20,966,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

718

件 名	デジタル複合機・プリンタの複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区では、現行のデジタル複合機・プリンタの機器の既存の全体最適化を目指し更改を行った。それに係る保守含む複写等サービス業務の契約を締結する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年11月8日付 4千政IT発第171号) 2 継続年数 1年 3 評価 良好な業務成績のため 令和5年度で更新2年目であり評価は良好なため、令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン 東京都江東区豊洲2-2-1
※ 契約年月日	令和5年4月 / 日
※ 契約金額	45,787,500 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	一番町児童館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町児童館の清掃・設備管理・施設貸出受付業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和 5 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社後藤ビルサービス 住 所 東京都荒川区東尾久 4-49-14
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ ^{23,245,200} 見積価格 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

370

件 名	一番町集会室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室の日常清掃、定期清掃、ガラス・換気扇清掃 及びねずみ・昆虫等の防除業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 4 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 4 年度の業務成績は良好なため、同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社後藤ビルサービス 住 所 東京都荒川区東尾久 4 丁目 4 9 番 1 4 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	23,245,200 ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
担 当 課	地域振興部 麹町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	環境衛生システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における環境衛生システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年9月3日付2千保生衛発第326号 令和2年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和2年5月14日付2千指業委第3号「指名業者選定委員会」承認 継続4年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5 太陽生命大宮ビル5F
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,601,424 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧箱根千代田荘空き家管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧箱根千代田荘の空き家管理業務 ・機械警備及び週1回の警備員による巡回 ・目視点検等施設内部巡回月2回 ・樹木剪定・除草及び害虫駆除 ・雨水汚水槽点検・清掃 ・消防設備点検 ・屋上樋・道路面清掃及び道路面簡易剪定
選 定 理 由	1. 業務開始 平成28年度(競争入札) 2. 本業務受託にあたり、施設に警備用機器類を設置し受託先の警備センターと結んで警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、また、令和4年度の業務成績も良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な管理業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東海総合警備保障㈱ 住 所 伊東市玖須美元和田 716-102
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	¥4,483,600 円(消費税を含む) ※ 契約金額は支出限度額
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

428

件 名	区有施設アスベスト事前及び分析調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区有施設の計画的かつ適正な工事の実施を目的として、区が設計を行う各改修工事における対象部材のアスベストの有無について工事前に調査を実施し、アスベスト含有の可能性がある場合には、試料の採取及び分析調査を行う。また、アスベストに関する有資格者による相談及びアドバイスを実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） （2千政施経発第544号、令和3年3月29日決定） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 2年目 4. 評価 良好のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和5年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社分析センター 住 所 東京都千代田区神田三崎町三丁目4番9号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,456,250 円（消費税を含む） ※総額が契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	三崎町中継所污水处理施設保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所の污水处理施設（スクリーン・反応槽・汚泥貯槽・汚泥脱水機・薬液タンク・攪拌機・ブロワ・制御盤・汚水槽・中間受水槽・浮上分離装置）の保守点検業務。
選 定 理 由	1. 当該污水处理施設は、下記事業者が設計・施工した設備である。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、本施設の運転にあたっては、付近住民への健康被害や生活環境に係る被害が生じることがないように、排水の性状に適した管理が必要であり、污水处理施設の構造・各装置の操作方法、全般の業務について熟知している必要がある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エス・エル東京支店 住 所 千代田区東神田2-10-17
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,235,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

543

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコン等機器の追加分賃借(令和3年度開始分)再リース
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN 用のノートパソコンを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選 定 理 由	1. 導入 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの長期継続契約であり、令和 5 年度末に契約満了に伴う再リースを行う。 2. 賃借期間を 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁 LAN リプレースに合わせて現行全庁 LAN を延長運用するため、再リース契約を締結する。 3. 当該機器は、現在流通している新機種では対応していない、現行総合行政システムの稼働に必要なソフトウェアのバージョンを備えており、基盤構築事業者の動作保証済み端末である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・TCリース株式会社 住所：東京都港区港南 1-2-70
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	512,356 円(消費税を含む)
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	粗大ごみ申告受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民が日常生活に伴って排出する粗大ごみ処理の申告について粗大ごみ受付センターを開設し、電話及びインターネットによる受付を行い、受託者で構築したクライアント・サーバー方式によるネットワーク構成下において、リアルタイムに集約された申告受付データの区への提供を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年4月1日付4千環千清発第561号） 2 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3 継続年数 1年目 継続2年目であり、業務成績も良好なため、プロポーザル方式により選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTT ネクシア 住 所 北海道札幌市中央区南22条西6-2-20
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,432,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、『住みやすいまち、居心地のよいまち』をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整える」ことを目標とする施策の支援策の1つとして、以下のような取組みを行う。 (1) 持続可能な地縁コミュニティ構築支援 (2) マンション住民等のコミュニティ参加の活性化「マンションコミュニティ・ゼミ」 (3) 区内活動団体交流イベント（ちよだコミュニティラライブ!） (4) 広報紙・ホームページ・SNS・動画配信等による区内のコミュニティ活動、イベントの情報発信の強化 (5) 地域でのコミュニティ活動に関する相談・支援全般
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度（令和4年度開始） （令和4年3月24日付決裁 3千地コ総発第211号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 1年目 4 評価 良好 継続2年目であり、評価も良好なため引き続き下記事業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社エンパブリック 住 所 東京都文京区弥生二丁目12番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,245,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

833

件 名	営繕積算システム賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他（賃貸借）</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京23区で統一した工事経費を算出し、23区内での工事経費積算額の不均衡を無くすとともに、積算業務の合理化・省力化を図るため、営繕積算システム（「RIBC2」）のライセンスの貸与と新年度単価等のデータ購入を行う。
選 定 理 由	導入年度 平成20年度 営繕工事経費積算は、東京都財務局で示される工事積算単価及び仕様を使用して積算するものであり、下記の事業者がシステムを開発し提供している。このため、システム開発、統一データ提供など全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 住 所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,003,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保田臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千葉県保田海岸で実施する臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げる。
選 定 理 由	借上げ施設については、海水の環境状況が良好である7月20日から7月31日頃までの間に学校利用ができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ①100名以上の宿泊が可能な施設であること。 ②大型バスの駐車スペースが実施期間中に確保できること。 ③学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設を探したところ、サンセットブリーズ保田のみであった。 このため、本件については、下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	所在地：千葉県安房郡鋸南町大六1032 名 称：株式会社 R. project
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 3 日
※ 契約金額	6,163,300 円 (消費税を含む) ※ 詳細 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	契約締結日の翌日 ～ 令和5年7月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

595

件 名	トイレットペーパーの購入（令和5年度）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本庁舎で使用するトイレットペーパーを購入する。
選 定 理 由	PFI事業終了に伴い、令和3年度からのトイレットペーパーの購入は、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名とすることになっている。 ついては、令和5年度も国の入札手続きを経て受託業者となった下記事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社東京紙店 住 所 東京都江東区新大橋2-13-5
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 3 日
※ 契約金額	1,127,357 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月3日から令和6年3月29日
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

587

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎ごみ処理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎のごみ処理業務を行う。
選 定 理 由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 広陽サービス株式会社 住 所 東京都江東区辰巳3-7-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,598,513 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN 等運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度に再構築した全庁 LAN システム等を今年度稼働させるに 際して、運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 19 年度（令和 4 年度再構築開始） 本システムは、情報系ネットワーク、基幹業務系ネットワーク、全 庁 LAN 端末、基幹業務系端末等を含む基盤となる情報処理システム である。 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 3. 評価 対応が迅速で良好のため 再構築後 2 年目であり、評価は良好である。既設の機器、設備、情 報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任 区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対 処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	377,239,500 円（消費税を含む）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

893

件 名	食の多様性対応店舗の紹介ウェブページの作成及び保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区観光協会のウェブサイトに掲載されているムスリム等対応店舗の紹介ページについて、引き続き観光客等が利用できる状態を保つため、保守業務を委託する。また、千代田区が収集した食の多様性に対応している店舗についても情報発信をする。
選 定 理 由	一般客はもちろんのこと、「食」の制約を受ける方でも安心して区内に来られるよう、食の多様性対応店舗（ムスリム、ベジタリアン等）の情報を発信するものである。下記事業者は千代田区の情報に特化し、かつ、観光情報を専門としているウェブサイトを保有している唯一の事業者であり、そこに掲載することで、訪問意欲のある人たちへ効果的に情報発信できる。利用者にとっても店舗の情報と周辺の観光情報を併せて取得することができ、利便性が高い。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： 一般社団法人 千代田区観光協会 住 所： 東京都千代田区九段南1-6-17
※ 契約年月日	令和5年4月1日
※ 契約金額	2891,790 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

486

件 名	コンビニ交付サービスに係る庁内設置用キオスク端末の保守他業務
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	キオスク端末を常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの運用においては、機器のメーカーである下記事業者が新規でデータセンターを設置し、国、区と相互にデータ通信を行う。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 上記理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シャープマーケティングジャパン株式会社 住 所 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 14 日
※ 契約金額	1,904,400 円（消費税を含む） ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1037

件 名	「少年写真ニュース」他9件の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立学校で購読する「少年写真ニュース」等の定期購読誌を、教育委員会事務局において一括して購入する。
選 定 理 由	下記業者は「少年写真ニュース」等の発行元であり、区内に事業所を置き、配送についても一元的に手がけていることから、的確性・迅速性はもとより、学校現場の都合による納期や配送場所などに配慮できる唯一の業者である。 以上の点から、下記業者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 少年写真新聞社 住 所 千代田区九段南三丁目9番14号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	701,712 円
納 入 期 限	令和6年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

508

件 名	全庁LANシステム延長運用に伴うライセンス及び機器の賃借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現行全庁 LANシステムを構成する機器を引き続きリースすることに伴い、必要なライセンスを賃借する。
選 定 理 由	「全庁LANシステム構築機器の賃借」 「全庁LANシステム共通基盤用機器の賃借」 「情報通信基盤全庁LAN用機器の賃借」 以上の賃借契約は令和4年3月末日に契約期間が5年になったが、全庁LANシステムを構成する一部機器について、引き続き利用する必要がある。ライセンスや機器に関係したメーカー保守については期間が満了を迎えるため、新たに賃借契約を締結する必要があり、令和4年度は「全庁LANシステム延長運用に伴うライセンス賃借」として契約し、令和5年度については、機器を含めた形で賃借契約を締結する。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋3丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,220,823 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。